

2009年1月から
株券が電子化されます

2009年1月、
上場会社の株券が
電子化されます。



株券電子化により、
上場会社の株券は無効となり、
株券の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、注意が必要です。ご自宅のタンスや貸金庫で長期保管されている株券の中には、名義書き換えや転居の際の住所変更などが済んでいないものもあると考えられますので、この機会に確認されることをお勧めします。

株券電子化により、株式の管理や取引が、より効率的に、より安全に行えるようになります。

詳しくはお問い合わせください。
(平日の午前9時～午後5時)

日本証券業協会 証券決済制度改
革推進センター

(03)3367局4500

TAX 税

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。

対象 障害のある方が運転する場合 障害のある方が運転する場合 障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合 (常時介護者である証明が必要な場合もあります)



申請期限 5月26日(月) その他 詳しくはお問い合わせください。

税務課

23局3509 FAX 23局0180

平成20・21年度の田原市小規模契約希望者
～ 受付を開始します～

平成20・21年度に田原市が発注する業務などのうち、小規模な業務などのみを契約を希望される方の登録を受け付けます。申し込み方法および詳細については、次のとおりです。

登録できる方

- 市内に主たる事業所を置いている方
- 田原市建設工事等入札参加資格審査を受けていない方

受付期間

平成20年4月1日から随時(市役所開庁時に限りです)

受付場所

契約検査室(市役所南庁舎2階)

提出書類(郵送不可)

- 個人の方 = 申請書、市税の未納がない証明書、住民票、身分証明書
 - 法人の方 = 申請書、市税の未納がない証明書、登記事項証明書、許可証の写し
- 詳しくはホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

契約検査室 23局3505 FAX 23局0180

http://www.city.tahara.aichi.jp

固定資産税課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点などがありましたらお問い合わせください。

なお、登録された価格について不服のある方は、通知を受け取った日から60日以内に、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができ

ます。

納期前納付報奨金制度を
廃止します

平成20年度から、市県民税、固定資産税、都市計画税の納期前納付報奨金制度を廃止します。

口座振替、納付書納付にかかわらず、年税額を一括で納めていただいた場合にも、報奨金は交付されませんのでご注意ください。

詳しくはお問い合わせください。

税務課

23局3509 FAX 23局0180